

岡崎市監査委員公告第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施した定例監査等の結果は、別紙のとおりである。

令和6年3月5日

岡崎市監査委員	高橋重長
同	長谷川龍伸
同	三宅健司
同	鈴木静男

定 例 監 査 の 結 果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施する監査

2 監査の対象

都市政策部 都市計画課、建築指導課、まちづくり推進課、住環境整備課

3 監査の実施期間

令和5年9月26日～令和6年3月5日

4 監査の対象期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査した。

6 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、部課長等の説明を聴取して監査を実施した。

7 監査の結果

各事務は、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められたが、次のとおり改善・検討を要する事項等が見受けられた。

まちづくり推進課

1 契約事務において、次のとおり不備な点が見受けられたため、契約規則等に準拠した適正な処理をされたい。

(1) 1件の予定価格が5万円を超える物品購入について、2者以上の者から見積書を徴取していないものがあった。

(2) 契約書について、業務仕様書の一部が欠落しているものなどがあった。

なお、これらの不備は一連の事務に対する認識不足が一因であると思料されるため、今後同様の不備がないよう徹底されたい。

2 予算決算及び会計規則第25条の2に規定されている予算執行伺を作成せず、また、債務負担行為の手続がされないまま複数年契約をしているものがあったため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。